

「国務院の对外投资に関する規定」の要点読解及び留意事項

中倫律師事務所 北京オフィス

吳鵬 李斌 岳奇睿

【本稿要旨】

2026年6月1日、中国国務院は「国務院の对外投资に関する規定」（第837号令）（以下「規定」という。）を公布し、2026年7月1日より正式に施行される。これまでに中国の商務主管部門、発展改革部門、及び外貨主管部門などが公布した部門規則によって構成されていた国外投資規制体系と比べ、「規定」は監督管理のレベルを引き上げ、監督管理範囲を拡大し、多領域にわたるコンプライアンス体制を統合し、中国国内にある投資家による对外投资における規則違反の責任を加重するとともに、对外投资監督管理に関するいくつかの新たな制度を明確にした。本稿では、「規定」について、従来の監督管理体系と比較して新たに追加された要点及び留意点についてご参考までに簡潔に説明する。

1. 「規定」の要点読解

これまでの对外投资監督管理体系と比較して、新たに公布された「規定」において特に注目すべき主な点は、以下の通りである。

(1) 監督管理レベルの引き上げ

「規定」の公布以前、对外投资領域における中核的規則には、国家発展改革委員会が公布した「企業国外投資管理弁法」、商務部が公布した「国外投資管理弁法」、及び外貨管理部門が制定した「国内機構による国外直接投資に関する外貨管理規定」などが含まれ、これらは部門規則が主であり、規範レベルが比較的低く、上位の包括的な立法が欠如していた。この問題を解決するため、「規定」は国務院によって公布され、前述の発展改革委員会、商務部、及び外貨管理部門などの規則を廃止することなく、对外投资領域の関連規定を国務院による行政法規のレベルに引き上げた。

(2) 監督管理の範囲拡大

「規定」は「投資家」という概念を拡大し、投資家に中国国内の企業だけでなく、その他の組織や国内居住者個人も含まれることを明確にした。同時に、国内居住者個人などによる对外投资の具体的な管理方法は、国務院の投資主管部門及び商務主管部門が制定することを定めた。「規定」は、その他の組織や国内居住者個人を对外投资の統一的な監督管理枠組みに組み入れ、今後の具体的な管理規則の制定に向けた立法の余地を残している。

例えば、今後、中国の居住者個人やその他の組織が国外証券投資を行う場合、同様に中国の対外投資制度による監督管理を受ける可能性がある。

(3)多領域にわたるコンプライアンス要求の統合

「規定」は、対外投資と輸出管理、技術輸出、越境サービス、データの国外移転、及び人材の越境サービスなどを直接結びつけ、包括的なコンプライアンス要件体系を形成している。これまでに国家発展改革委員会や商務部などが公布した対外投資規則と比べ、「規定」は前者の基礎の下、さらに明確化しており、投資家が対外投資活動を行うにあたり、国が輸出を禁止している貨物、技術、サービス及び関連データを輸出・使用してはならないと定めている。また、許可なく国家が輸出を制限する貨物、技術、サービス及び関連データを輸出・使用してはならない。同時に、「規定」は、技術者の越境派遣、人員の国外勤務手配、越境技術指導の提供、人員の越境研修手配などの手段を通じて、国家が輸出を禁止する貨物、技術、サービス及び関連データを国外に移転すること、あるいは許可なくこれを行うことを明確に禁止している。

(4)国外投資の安全審査制度を明確に確立

現行の国家発展改革委員会「企業国外投資管理弁法」の下では、中国の国家安全保障は対外投資プロジェクトの認可・届出における重要な審査要素となっているが、「規定」は国外投資の安全審査を正式に制度化したものである。「規定」は、中国が国外投資の安全審査制度を整備し、國務院の投資主管部門及び商務主管部門が他の部門と連携して、国家安全保障に影響を及ぼす、又は及ぼすおそれのある国外投資及び関連する資産・権益などの譲渡・処分について安全審査を行うことを初めて明確にした。関連組織・個人は、これを拒否・妨害してはならず、対外投資安全審査の決定を遵守しなければならない。ただし、現時点では、対外投資安全審査の具体的な審査手続きや審査要求はまだ公布されていない。

(5)中国の主体的権益保護メカニズムを明確化

「規定」は、中国投資家のためにより明確なガイドラインを提供し、国外投資におけるコンプライアンスコストと経営リスクを低減するため、中国政府が投資家の国外における権益を保護するために、投資先国と法執行領域における協力・交流を行う権限を付与している。「規定」はまた、投資先国において戦争、武力衝突、重大災害などの突発的な事態が発生し、中国政府が相応のリスク回避措置を講じた場合、中国投資家及び関連する個人もこれに協力すべきであることを明確にしている。「規定」は、中国の対外投資家のため、「事前・事中・事後」にわたる対外投資全過程の保護体制を構築しており、国外総合サービス体系、モニタリング・早期警戒・評価、条約及び領事保護、企業による投資紛争の解決、投資障壁の調査、的確な反制裁などの制度的アレンジを通じて、国による保護と市場による自己救済を有機的に結びつけている。

例えば、「規定」では、投資家が投資先の国（地域）において貿易に関する投資障壁又は

その他の投資・経営上の障害に直面した場合、国務院の関連部門は調査を組織・実施する権利を有し、調査結果に基づき投資国別政策の調整、輸出入の禁止又は制限などの措置を講じることができることが明確にされている。また、差別的な禁止、制限又はその他類似の措置を講じる国（地域）や国際組織に対しては、実情に応じて相応の措置を講じることができる。中国の国家主権、安全、発展の利益を害し、中国の投資家及び対外投資に対して差別的な措置を講じる外国の組織・個人に対し、国務院関連部門は相応の措置を講じることができる。

(6)投資家の規則違反責任を加重

現行の発展改革委員会及び商務部の規則の下では、対外投資家の規則違反責任は主に行政管理の面において規定されており、直接的な財産的処罰は比較的限定的である。一方、「規定」では、より直接的な財産的処罰、一定期間の対外投資禁止・制限、及び個人の責任などが導入されたほか、刑事責任に関する条項も規定されている。関連規定に違反して、国が対外投資を禁止している領域やプロジェクトに投資した場合、主管部門は投資活動の停止、株式又は資産の期限付き処分、違法所得の没収を命じることができる。これに従わない場合、投資額に応じて投資家に罰金を科すほか、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対して罰金等の行政処分を科すことができる。国外投資の安全審査への協力を拒否した場合、又は安全審査の決定に従わない場合、国務院関連部門は、違法所得の没収、罰金、投資停止命令、一定期間の対外投資禁止などの処罰措置を実施することができる。国外投資の承認・届出手続きを適切に行わなかった場合についても、違法所得の没収、投資額に応じた罰金、投資活動の停止命令、株式又は資産の期限付き処分などの法的措置が設けられている。

2. 外国企業としての主な留意事項

(1)外国企業の中国国内の子会社が中国国外へ投資を行う場合も、同様に「規定」の監督管理の対象となる。

外国企業の中国子会社は、中国の法律上、中国国内企業に該当するため、法的性質上も「規定」における「投資家」に該当する。例えば、外国企業の中国子会社が、中国国内で蓄積した利益や資産を利用して中国国外へ再投資を行う場合、同様に「規定」の監督管理対象となり、相応のコンプライアンス要求を満たす必要がある。

(2)中国企業との国外投資取引においては、当該中国企業が中国の対外投資管理制度の関連要求を満たしているかについても併せて確認する必要がある。

中国の投資家が国外で行う M&A、合併、グリーンフィールド投資、及び国外融資アレンジなどに対し、外国企業が取引の相手方となる場合、中国企業の対外投資に関する監督管理手続きが完了していない状態で取引を完了したことにより、関連取引が取り消されるという法的結果を招くことを極力避ける観点から、中国の投資家が中国法に基づく対外投

資に必要な関連手続き（国家発展改革委員会への届出、商務部への届出、外貨登記、輸出管理許可、データコンプライアンス審査、及び対外投資安全審査などを含むが、これらに限らない。実際に必要な手続きはプロジェクトの具体的な状況によって異なる。）を完了しているか否かに同時に注意を払う必要がある。

(3) 中国が今後公表する国外投資安全審査に関する具体的な審査手続き及び審査要求を注視する。

中国では現時点、対外投資安全審査に関する具体的な審査手続き及び審査要求はまだ公表されていないが、外資投資安全審査の実務及び近年の対外投資における輸出管理・データ越境移転への中国政府の関心度を踏まえると、国外投資において国外に提供される貨物、技術、サービス及び関連データが中国の国家安全保障に影響を及ぼす可能性があるか否かを評価することが、対外投資安全審査における重点事項の一つとなる可能性があると考えられる。特に、重要技術、重要データ、戦略的資源、重要インフラ、軍民両用技術、エネルギー・鉱産資源、半導体、通信ネットワーク、人工知能、産業用ソフトウェアなどの領域に関わる中国の対外投資プロジェクトについては、企業が国外投資安全審査の要求をトリガーする可能性があるか否かを重点的に評価する必要がある。これを行わない場合、関連投資取引が停止・取消され、ひいては中国の国家安全保障への影響を排除するよう求められる可能性もある。

(4) 中国政府の今後の反制裁措置を注視する

「規定」では、外国の組織や個人が中国の国家主権、安全、発展の利益を害し、又は中国の投資家及びその国外投資に対して差別的な措置を講じる場合、国務院関連部門が相応の反制裁措置を講じることができると明瞭にされている。よって、外国企業（中国国内の子会社を通じて行う場合を含む。）が、外国による中国及び中国主体への輸出規制や経済制裁などを遵守するために、正常な市場取引の原則に違反し、中国企業の正当な対外投資を拒否又は制限した場合、当該外国の組織や個人について、中国政府による中国国内での投資の禁止又は制限、中国主体との取引の禁止又は制限などを含む反制裁措置が発動される可能性があると考えられている。外国の制裁措置の執行と中国法の遵守との間に抵触が生じる場合、外国企業としては、取引の初期段階で当該中国の投資主体と友好的に協議し、その理解を得るよう努めることが望ましいと考える。一方、後に中国政府による制裁措置が適用されるリスクがある場合、外国企業としては、中国の監督管理機関とより深く、きめ細かな意思疎通を行い、明確な指導を求めることが考えられる。

以上

Writer's Profile



呉鵬

中倫律師事務所 北京オフィス パートナー

業務領域：独占禁止法と競争法、クロスボーダー投資・M&A、訴訟・仲裁、コンプライアンスと腐敗防止、会社ガバナンス、サイバーセキュリティとデータ保護、商業犯罪と刑事コンプライアンス、破産清算と再生、労働人事、一般企業法務

Chambers においては、独占禁止法と競争法の領域で「個人一級／第一等級」（2011～2017 年）「業界の賢人」（2018～2019 年）と「業界のベテラン」（2020 年～現在）などの賞を十年余り連続して受賞している。

北京大学法学院と日本国立九州大学法学院を卒業し、法学学士、法学修士の学位を修得し、かつ法学博士課程を修了した。

業務言語は、中国語、日本語、英語である。

✉：wupeng@zhonglun.com

☎：+86 10 5957 2002



李斌

中倫律師事務所 北京オフィス パートナー

業務領域：クロスボーダー投資・M&A、コンプライアンスと腐敗防止、会社ガバナンス、サイバーセキュリティとデータ保護、商業犯罪と刑事コンプライアンス、破産清算と再生、労働人事、一般企業法務、訴訟・仲裁

中倫法律事務所入所以来、数多くの日系企業による中国関連の重要案件を担当し、きめ細かいサポートを提供してきた。現在は中倫律師事務所北京オフィスのパートナーとしてクロスボーダー投資・M&A、コンプライアンス、解散清算及び一般企業法務等を主軸とする中国業務全般を担当し、機械、金融、自動車、商業、エネルギー、電信、化学、不動産などの各業界のクライアントにリーガルサービスを提供している。

日本横浜国立大学大学院国際社会科学研究科を卒業し、法学修士、法学博士の学位を修得した。

業務言語は、中国語、日本語、英語である。

✉：binli@zhonglun.com

☎：+86 10 5780 8393



岳奇睿

中倫律師事務所 北京オフィス シニアアソシエイト

業務領域：クロスボーダー投資・M&A、コンプライアンスと腐敗防止、会社ガバナンス、サイバーセキュリティとデータ保護、商業犯罪と刑事コンプライアンス、破産清算と再生、労働人事、一般企業法務、訴訟・仲裁

✉：binli@zhonglun.com

☎：+86 10 5087 2789